# 会 議 録

会議の名称	令和元年度 第2回弘前市社会福祉問題対策協議会
開催年月日	令和2年 3月24日 (火)
開始・終了時刻	13時30分から14時45分まで
開催場所	弘前市役所前川新館 6階 大会議室
議長等の氏名	葛西 久志
出席者	会長 葛西 久志 委員 中村 直樹 委員 大湯惠津子 委員 三上ナツエ 委員 藤田 俊彦 委員 相馬 齋弼 委員 森山 正 委員 長内 公夫 委員 工藤 悦
欠 席 者	秋山 邦男、吉本 睦子、中田 美保子、長尾 春夫、 ※3月13日柳田光祥委員死去。
事務局職員の 職 氏 名	福祉部長兼福祉事務所長       番場       邦夫         福祉総務課課長       秋田 美織         同課具長補佐       兼平 光紀         同課主幹       大西 康正         同課総務係長       工藤 麻子         同課同係主査       千葉 勝博
会議の議題	<ul><li>(1) 弘前市地域福祉計画の進捗状況について</li><li>(2) 福祉避難所開設図上訓練の実施結果について</li></ul>
会議結果	別紙のとおり
会議資料の名称	令和元年度 第2回弘前市社会福祉問題対策協議会資料
	<ol> <li>開会</li> <li>新任委員へ辞令交付</li> </ol>

#### 3 会長挨拶

### 4 会議

弘前市社会福祉問題対策協議会運営規則第3条第2項の規定 に基づき会長が議長へ

3月13日に逝去した柳田光祥委員に対し黙とう

## 案件 1 弘前市地域福祉計画の進捗状況について

資料 1-1~資料 1-2 を説明 事務局

【主な質疑応答】

民生委員の欠員がある中で、欠員のところに協力員を配置す 委員 るというのは助かる。評価して良い事業だと思う。

民生委員には働いている人もいる。私も協力員をしている。 委員 民生委員と聞いただけ「大変な仕事」と思い込み拒否する人も いてなかなかなり手がいません。

> でも協力員をやってみて、民生委員の活動内容や方法、市の 支援があることを知れば、「これだったらやってもいいか」と 思う人もいると思った。後継者の育成という観点からもこの制 度は意義がある制度だと思う。

議長 もう少し普及対策が必要かもしれません。

では二つ目の事業に移ります。

弘前市社会福祉協議会の除雪支援事業ということで、除雪ボラ ンティアでした。ご意見等ありますか。

私の町会は除雪ボランティアを使わずに町会ボランティア 委員 で除雪作業している。高齢化も進み、重機のある人に町会長が お願いしている。排雪する場所が無い人はすごく困っている。 だから道路維持課で試験的に取り組んでいる、排雪した雪を持 って行くことはすごくよい。

> 道路維持課で取り組む事業に興味がある。いまは実験的だ が、進めて欲しい。例えば社会福祉法人ですと企業とかと連携 しながら協力関係を積んでいけば、除雪のボランティアとして 加わってくれる気がする。秋田で障がい者の事業所に委託して

議長

ボランティアとして障がい者が除雪しているところがある。そのようなボランティアの人たちの力を借りる方法もある。

3 つ目のほのぼのコミュニティ 21 推進事業。特に高齢者、 障がい者の安否確認を行っている事業です。

委員

私の住んでいる地区では協力員が年何回か、公民館とか交流 センターで協力員が食事を作って、医療職の人が血圧測定や本 人の健康状況を確認して、お食事やお楽しみ会をしている。訪 問する制度も良いが、このような制度もよい。1年に数回です がこのような事業は続けてほしい。

議長

要援護世帯の把握とか情報共有では行政と市社協が一体となって取り組んでおり評価できる。協力員が減って、訪問だけじゃなくて場を提供する学校とか認定こども園におけるこのような交流があってもよい。

委員

私もほかの町村のほのぼの事業のグループワークで講師として呼ばれたことがある。このようなものがあるからやりましょうと仕掛けてやっているような感じがあるが、自分たちのこととしてやれるような仕掛けも必要なのではないか。

議長

次は権利擁護推進体制強化事業です。法人後見の受皿を増やすために市社協が支援するといった形をとっている。予算は10件ですが現在は7件となっております。

委 員

社協で法人後見制度を受けて、7件であっても評価している。 8市町村が共同でやっていくことをうれしい。私も安心材料が ひとつ増えた。

議長

次は市民後見推進事業ですが、このほかに弘前市の成年後見 支援協議会があり、育成するために細かな研修や、フォローア ップ研修が手厚く行われている。

委員

市民後見人のなり手の育成で絶対に欠かせない事業ではないか。被後見人も安心だし、質の高いサービスも提供できると思う。

委員

年間7件受理されたとあるが、これは後見だけですか。

事務局

受任調整しているものは身寄りがいない方で、市長が代わって申立する案件。いずれもこの7件は後見になっている。

委員

このケースは全部続いているのか。

事務局

今年から弘前市社会福祉協議会で法人後見が始まり、1年間で受任調整して裁判所の審判が下りたもの。中には市から打診があって受任したケースもあるが、現在進行形で後見活動を行っている。

委員

評価シートで「補助金交付による支援の終了後も引き続き状況を注視していく」とあるがどのように関わっていくのか。

事務局

市社協とは月1回近々の状況を確認し、後見活動も確認する。 これから広域化する中で関係団体に市社協が入ってくるので 情報共有を図りながら国の情報があれば共有していく。

委員

広域化で人数も増え、後見人の募集も広く呼び掛けるのか。

事務局

市民後見人の養成は市単独では平成24年、平成26年に養成後に新規養成はしておらず、フォローアップの形をとっていた。令和2年度の広域化で計画では8圏域で市民後見人を養成する事業も考えている。予定では30名くらいの養成を目指す。市民後見人の養成研修を行う前に住民向けの研修も行い、多くの人に関心を持ってもらえるようにしたい。

委員

こんな制度があることを知らない方が多い。市役所に1回も 行ったことがない方にとってはハードルが高い。ハードルを低 くして制度をアピールしてほしい。

委員

市民後見人制度ですが48名が登録とのことだが、48名の方が1人につき何人を担当しているのか。

事務局

後見人1人につき被後見人は1人。過去には1人の方を担当 した後、その方が亡くなって別の方を見るケースもあったが、 同時に複数を見ることはない。

委員

法人の場合は複数持つといったことがあるか。

事務局

法人では社会福祉士とかいわゆる専門職の資格を持っている方もあり、チームで見ていくので、法人後見として市社協が 7件受任し、同時進行で複数を見ていく事案が出てくる。

委員

登録者を養成する話だが後見人になる場合、資格が必要か。

事務局

市民後見人になるためには特に資格は必要ない。養成研修は数十時間に及ぶ長い研修。後見人は一人の方の人生を見ていくため、長い付き合いになる。高齢の方は裁判所の方でも審判は下りないので75歳くらいを超えると受任は厳しい。それよりも若い方になる。お金の管理とか年1回の報告とかの事務処理もあるのでパソコンとか使える方がよい。ただ権利擁護という部分で厳格なところも条件に入ってくる。

委 員

財産の管理は理解したが、そのほかどのような世話をするのか。 また、後見人は仕事として生活できるのか。

事務局

大きなところでは金銭管理。もうひとつは施設に入ったりする場合の契約関係。後見人はその方の身の回りのことをするものではない。まずは本人の意志を代弁して権利を守るとことが後見人の方の仕事になる。

生活が成り立つかだが、報酬は言い値ではなく後見人が報酬付与の審判を裁判所に申し立て、裁判所の方で仕事を見ながら審判を下ろす。大体目安としては在宅の方であれば月2万8千円程度。施設入所者は月1万8千円程度。収入はそれくらい。1年分とか年1回の報告で報酬付与の審判を出す。後見人のみの収入では生活の維持が難しい。身上看護、その方の権利を守るほか財産処分とかになると専門的なハードルが高い手続きもある。

議長

一般市民の方も今のような話は知らないと思うので何かの 機会に皆様にも周知することができればと思う。

資料1の2の令和2年度予算案の概要のところで何かありますか。

委員

基本目標3地域福祉を支える担い手の育成・確保の町会担い 手育成事業について先ほどの評価シートの部分もすべてここ に絡んでくる。先ほどの除雪のことも市のボランティアでなく ても町会自体で機能が成り立つところもあるが、それが希薄化 し、町会が弱体化し、市の方で全部サポートしなければならない状況が今後生じるのかということを考えると、この担い手育成事業にもう少し向き合うことが必要ではないか。現在の町会長が次の年代の方に、住んでいる場所のことなのできちんとつないでいけるように、もう少しそこに力を入れていくことが大事だと思う。

事務局

町会の担当課は市民協働課になる。町会活性化支援補助金ということで町会が主体となって行う課題解決と活性化に向けたメニューも入っている。今日この会議で出た話を担当課の方に伝えて共有を図りたい。

委 員

地域共生社会の実現に向けた取り組み、これは町会長の力がすごく大きい。聞いた話では市役所との往来がすごくある、それに対する交通費とか何にも出ていない。町会長の中にも自分の仕事を犠牲にして市役所に来て町会の仕事をして、何にも報酬がないのは気の毒だと思う。事務連絡費の支給を考えてほしい。

議長

是非担当課と相談をお願いします。

委員

今の件につけ加えて、町会長は町会のためとか、今の方が我慢して町会のために行っていても次の人にきちんとつながるような形を作っていかなければならない。いくら多様な人材がいて、活躍していたとしても町会には属していながら町会費も払わないゴミの問題とかにも一切見向きもしない状態であれば全く町会意識が低いわけであり、ここが手厚くないと町会の機能がどんどん弱くなっていく。何とかしないといけないと強く思う。

### 案件2 福祉避難所開設図上訓練の実施結果について

事務局

資料2を説明

【主な質疑応答】

委員

非常に有意義な訓練だった。

若手の介護職員さん、施設の職員さんが多数参加されて、管理部門に携わっている方で、持ち帰って施設で話をしてみたいという声が終わった後もあり非常に良かった。

具体的にロールプレイの中で細かい指示がなかったので宙

ぶらりんの状態で終わってしまったグループもあり、分かりやすいマニュアルがあればと感じた。来年度実動訓練があるということでもう少し地域共生を意識するように、ほかの関連も取り入れられないか。東京消防庁からの報告書の中に消防機関においても、地域における地域包括ケアシステムに関する議論の場に在宅医療や介護関係者とともに適切に参画し、情報の提供・共有、意見交換などを積極的に行っていくようにとの記載もあり、是非、弘前市ではよい取り組みだと思うのでそういった部分も少しずつ加味すればよいと感じた。

委員

前年度は施設でやっていたのを知っており、多くの方がいざ という時にどのような動きをするとか、もう少し市民の方、例 えば高齢者、障がい者の人たちにも周知していただきたい。

議長

今回図上訓練が初めてだったこともあって気が付いたこと もたくさんあった。来年度は実動訓練ということで、ここで得 たものを生かし、是非継続していただきたい。

5 その他について

協議会の今後のスケジュール等を説明

委員

事務局

社会福祉協議会に委託する項目がある。当事者である社会福祉協議会の委員が欠席となっているがどのように了解をとっているのか。

また、避難訓練に関連して、例えば、私は文京町に住んでいるが、文京町の会館は避難できない会館。屋根も上がった人が怖いほどぐらぐらする。もし地震の時に避難したときに倒壊する危険がある。避難場所について学校は耐震の審査は全部やった。耐震の審査をしないで避難場所に指定するのは危険。そういう意味では避難場所の耐震検査をしなければ将来に危険を及ぼすので確認したほうがよい。

それから、民生委員を選ぶにも町会長さんは大変苦労をしている。雪の除雪も町会長自らやっていて大変な仕事だし、なかなか協力者もない。もっと組織的に強いものが必要ではないかと考える。

事務局

評価シートについて社協が何カ所か出てくる。社協はこの事業の当事者になるので、ほのぼのコミュニティ21であったり、除雪支援事業の記載事項について情報共有はしている。そ

	れぞれの事業の評価は当事者でなく第三者の意見を聞くことが求められている。この場では第三者の委員の意見を頂戴す
	る。避難所には耐震診断が必要ではないか、また、文京町の会
	館についてはご意見として担当の防災課に情報を共有して対応を求めたい。
	町会長さんが非常に多忙であることは十分承知しており、非常にありがたいと感謝している。民生委員協力委員の選任は町
	会長さんに選んでいただくと負担になるため、民生委員さん自身が選んで連携して活動しやすい方を委嘱している。
	福祉部長 挨拶
	5 閉 会
その他必要事項	なし